

下請中小企業振興法 第3条第1項に基づく振興基準

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、……合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の **適正な利益** を含み、労働時間短縮等 **労働条件の改善** が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が **協議して決定** するものとする。